

入札説明書

平成 31 年 3 月 8 日

公益財団法人三重県体育協会
会 長 東 地 隆 司

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名及び履行場所

業 務 名：2019～2023 年度 三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）施設管理業務委託

履行場所：鈴鹿市御菌町 1669 番地 三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）

(2) 契約期間

2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで

(3) 業務委託の概要

ア 運転・監視業務

イ 定期保守点検業務

(4) 参加者資格

次の要件をすべて満たす者に限り参加することができる。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当しない者であること。

イ 三重県暴力団排除条例（平成 22 年三重県条例第 48 号。以下、「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員でない者であること。

ウ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体及びその団体に属しない者であること。

エ 法人にあつては三重県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては三重県内で事業を営んでいる者であること。

オ 国・三重県税を滞納していない者で三重県から指名停止の措置を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

キ 第一種電気工事士の有資格者で 1 名以上を常駐配置できること。

ク 過去 5 年間に、事務所等の建築物で延べ面積 3,000 m²以上の規模のものにおいて、設備管理業務を通算 1 年以上履行した実績があること。

ケ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む）していること。

コ 一般競争入札参加申込書兼誓約書（様式第 1 号、以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、三重県の指名停止基準に基づく指名停

止を受けていない者であること。

サ 入札参加有資格者が入札までに入札参加資格を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

2 入札の参加申込等

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記(3)の書類を添えて提出してください。

(1) 入札の参加申込み等に係る提出場所

〒510-0261 鈴鹿市御菌町 1669 番地

三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通 Gスポーツの杜 鈴鹿）管理事務所

(2) 申込書等の提出期間

平成 31 年 3 月 13 日（水）17 時までに（3）の提出書類を（1）の場所に持参又は特定記録郵便にて提出してください。

(3) 提出書類

ア 申込書

イ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書 コピー可、個人の場合は住民票記載事項証明書）

ウ 納税証明書（申込書提出日の 6 カ月以内に発行されたもの。 コピー可）

・三重県に本店・支店又は営業所がある場合

県税事務所が発行する納税証明書

税務署が発行する納税証明書（納税証明書その 3 消費税及び地方消費税）

・個人の場合

県税事務所が発行する納税証明書（個人事業税及び自動車税）

税務署が発行する納税証明書（納税証明書その 3 の 2 所得税、消費税及び地方消費税）

(4) 提出書類に係る費用

提出書類に係るすべての費用は入札者の負担とします。

(5) 入札の参加資格確認結果の通知

入札参加資格は、提出された資料を確認した後、平成 31 年 3 月 18 日（月）までに通知します。

3 質問の方法

本業務委託に関する質問は、任意様式により文書、ファクシミリにより受付けるものとし、質問期間は平成 31 年 3 月 11 日（月）15 時まで受付けます。質問の回答については、平成 31 年 3 月 13 日（水）12 時までに本協会ホームページに掲載します。

4 入札手続等に関する事項

(1) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）水泳場

電話：059-372-2250 ファクシミリ：059-372-2260

(2) 入札の日時及び場所

平成 31 年 3 月 20 日（水）13 時から

三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）

水泳場第 2 会議室

(3) 開札の日時及び場所

開札は、4の(2)の日時及び場所において、入札書投函終了後、直ちに入札者又はその代理人立会いのうえ行います。

なお、入札者又は代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本会職員を立ち合わせて行います。

(4) 入札時の注意事項

入札参加者は、参加資格確認結果の通知(原本)を持参すること。

5 入札方法等に関する事項

(1) 入札者(代理人による入札の場合は代理人を含みます。以下同じ。)は発注者が定める入札書に入札価格、入札者の住所、氏名又は法人名・代表者氏名等の必要事項を記入し、押印のうえ封書で投函すること。

(2) 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。

ただし、代理人が入札する場合には、次のとおり取り扱うものとします。

ア 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出しなければなりません。

イ 代理人が、入札者本人の住所、氏名(法人にあっては、法人の住所、氏名及び代表者名)が記載され、押印のある入札書により入札する場合には、委任状の提出を必要としません。

(3) 次の各号の一に該当するときは、その者の入札を無効とします。

ただし、クに該当する場合はその回のみ無効とし、再度入札については参加できません。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 虚偽の申請を行ったものが入札をしたとき。

ウ 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。

エ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

オ 入札に際して談合等の不正行為があったとき。

カ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。

キ 入札者が開札までにその提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。

ク 入札者の住所、印影若しくは重要な文字の誤脱又は、識別しがたい入札又は、金額を訂正したとき。

ケ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき又は入札者に求められる義務を履行しなかったとき。

(4) 次の各号に該当するときは、その者は失格とします。

ア 再度入札において入札金額が前回の入札における最低金額と同額以上の入札をした者は、失格として以後の再度入札に参加できません。

イ その他適正な入札の執行を妨げた者は、失格とし入札に参加できません。

(5) 入札保証金については、免除とします。

(6) 入札書の記載に当たっては、複数年契約であることから、契約期間内(5年間)における契約希望金額を記載して下さい。

- (7) 入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とし、支払い金額は落札金額に消費税額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を上乗せした金額とします。
- (8) 入札参加申込み後に入札を辞退する場合には、次により取り扱うものとします。
- ア 入札に参加する者は、入札執行完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- なお、入札の辞退は原則として事前に入札辞退届（任意様式）により行うものとします。
- ただし、緊急を要する場合には、電話等により辞退を届け出てもよいが、後日入札辞退届を必ず提出してください。
- イ 入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等に不利益な取扱を受けないものとします。
- (9) 上記4の(2)に記載の時間に会場に入室していない場合は入札を辞退したものと見なしますので、指定時間までに必ず入室してください。

6 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定については、公益財団法人三重県体育協会会計規程第51条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札を行った者を落札者候補者とします。
- (2) 開札の結果、落札候補者となるべき同一価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちにくじで落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて入札事務に関係のない本会職員にくじを引かせます。
- (3) 開札の結果、落札候補者となるべき入札者がいないときは、その場所において再度入札を実施します。ただし、入札執行回数は原則として3回を限度とします。
- なお、再度入札において落札者がいないときは、第3回目の最低価格入札事業所と予定価格の範囲内において随意契約を行います。
- (4) 無効の入札を行った者を落札候補者とした場合には、落札候補を取り消すものとします。
- (5) 落札候補者の決定をしたときは、上記4の(2)の場所で入札者又は代理人全員に発表します。
- (6) 落札候補者となった場合は、入札書に記載された入札金額に対応した内訳書を提出してください。なお、内訳書と入札額が一致していないときは、失格とします。
- (7) 落札候補者は、発注者が定める期間までに下記7の(1)に掲げる書類を提出し、落札失効事項に該当がなければ落札者となります。

7 落札の失効

次の各号に該当する場合は契約締結の権利を失うものとします。

- (1) 落札者が決定された日から10日以内に契約書を提出しないとき。
- (2) 上記1の(4)の各項を満たしていない場合、及び上記7の各項の理由により入札時の落札候補者が契約締結の権利を失った場合は、入札時における次点者を落札候補者とします。

8 入札の中止

- (1) 天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。
- (2) 入札前に談合に関する情報があり、事情聴取の結果、談合の事実が確認された場合には入札を中止します。

9 契約方法等に関する事項

- (1) 契約条項を示す場所は、上記4の(2)の場所とします。
- (2) 契約書の作成
 - ア 契約書を2通(保証人のある場合は3通)作成のうえ、各自1通を保有するものとします。(契約保証として、必ず業務委託完成保証人を立てるものとする)
 - イ 契約金額は入札書に記載された金額とします。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額の100分の108(2019年10月1日以降については、100分の110とする。)に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- (3) 収入印紙の負担

契約書貼付の収入印紙については各自が保管予定契約書に貼付し、その費用は各々が負担するものとします。

10 支払

- (1) 支払方法

委託者は、毎月の業務が終了し、業務内容と適合しているかを確認したうえで、契約書等に定められた委託料総額を委託期間で均等割した金額を、受託者より提出される請求書により支払うものとします。
- (2) 委託料の変更

受託者が契約書等に定められた業務を実施していない場合は、その内容に応じて勧告や委託料の減額を行います。

物価変動等の要因によって受託者の経費が変動した場合でも委託料の金額変更は行いませんが、契約内容に大幅な変更があった場合は双方協議のうえ決定するものとします。

11 その他

- (1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) その他定めのない事由については、規則に規定するところに従うものとします。
- (4) 本入札は、公益財団法人三重県体育協会が三重県営鈴鹿スポーツガーデン(三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿)の指定管理者として指定を受けていることを前提としているため、万が一指定の取消等が発生した場合には契約を解除する場合があります。
- (5) 現場確認日(希望者のみ)

平成31年3月13日(水)12時まで

※現場確認の際は、あらかじめ下記の施設管理事務所に連絡のうえ来場し、施設管理者の指示に従ってください。

- ① 三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）
管理事務所 担当：上野
鈴鹿市御薊町 1669 番地 電話：059-372-2250

(6) 受託者は本協会の賛助会員となり、本県スポーツ振興に協力することを条件とする。

12 入札に関する照会先、契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

三重県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）

管理事務所 担当：上野、菌部

鈴鹿市御薊町 1669 番地 電話：059-372-2250 ファクシミリ：059-372-2260